

随意契約理由書

契約の相手方	株式会社 HOURYU
工 事 名	北(有野町唐櫃)配水管取替工事
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当
随意契約の理由 <p>本工事は、河川断面の拡幅工事を施工するにあたり必要となる水道管の移設工事である。本体工事である鎌ヶ谷川改修工事が、次出水期（6月）までに鎌ヶ谷川の目標流量を一定量向上させる必要があることから、可能な限り早期に着工する必要がある。</p> <p>本工事は、建設局北建設事務所発注の「鎌ヶ谷川改修工事」及び建設局下水道部管路課発注の「鎌ヶ谷川改修に伴う污水管移設工事」との合併入札工事であり、事後審査型制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため、令和2年10月23日に入札中止となった。</p> <p>契約相手方の選定にあたり、本工事の入札参加を希望した者に再度打診したが断られたため、工事場所である北区の土木一般工事登録業者で水道工事の実績がある事業者を優先して契約交渉を行ったところ、上記請負人と合意に至った。</p> <p>なお、上記請負人は北区に本社を持ち、迅速な人員及び資材の確保が期待できる。以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当するため、上記請負人と随意契約し、速やかな現場着手を図る。</p>	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	水道局配水課管路設計係 (電話番号:322-5900)